令和５年度事業報告

（令５年７月１日～令和６年６月30日）

コロナ５類移行から１年が経過し、社会経済状況も落ち着いたかに思われたが、この夏から一部で新種のコロナウィルスも跳梁し始めたようでまだまだ油断できない状況が続いている。

景気の持ち直しが期待されるが、ウクライナ戦争も２年になり、イスラエルによるガザ進行も１年経とうとしている中で、物価上昇等不透明感が拭えない。

当協会の受注状況も厳しく、昨年 10 月のインボイス制度の開始に伴い、事業収入の特別会費の割合を 25％にして取り組んだが、事業収入そのものが減少し、今年度は昨年度比 21.1％の売り上げ減となった。そのような中でも、県土整備事務所関係では、飯能、行田、熊谷の各事務所、県関係では企業局、市区町村では、さいたま市及び北部・南部建設事務所からの発注がそれぞれ大きなウエイトを占めた。

法務省長期相続登記等未了土地解消作業は、本年度も地元さいたま地方法務局管内分を落札し、処理期間が短くなってはいるものの、ほとんどの調査を完了している。売り上げの多くを長期相続登記調査の報酬で占めており、市区町村等からの委託は前述を除いて減少し、委託のある地域は限られており、その地区の社員で処理を継続する業務が大半を占めた。また、業務委託契約を締結している市区町村においても、見積額にはるかに及ばない額での受注実績になっており、予算執行にも影響を及ぼす結果ともなっている。

国交省の入札に関しては、司法書士法人との価格の競争となっており、令和５年度及び６年度においても利根川上流及び荒川上流各河川事務所とも落札できなかった。しかし、令和 6 年度の長期相続は、埼玉県内でも他団体の入札があったが、当協会がさいたま地方法務局 200 件に加えて、宇都宮地方法務局 200 件分も落札できた。

公益活動としては、令和６年４月１日からの相続登記申請の義務化に伴い、令和６年４月 19 日に遺言・相続に関する無料の講演会及び相談会を浦和コミュニティセンターで開催したところ、会場に入れない人まで出る思いのほかの盛況をみた。今年度も、相続に関する市民の関心は高いと思われるので、遺言・相続に関する相談会や講演会開催を継続していきたい。